

企画競争に関する公告

下記のとおり公告します。

記

1 企画競争の内容

- (1) 件名 本局及びさいたま支局ミントショップにおける販売業務委託
- (2) 業務の内容 実施要領による。(実施要領は、企画競争への参加申込みを行った後に配付する。)

2 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その構成員及び関係者を含む。）及び公共の安全を害するおそれのある団体として破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）その他の法律による規制を受ける団体（その構成員及び関係者を含む。）は、企画競争に参加することができない。
- (2) 過去3年間に次の各号のいずれかに該当する事実があったと認められる者は、企画競争に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた。
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった。
 - 六 前各号の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した。
- (3) 令和4・5・6年度独立行政法人造幣局の競争参加資格において業種区分が「役務の提供等」の資格を有する者又は企画書の提出期限までにその資格を有する者でなければ、企画競争に参加することができない。
- (4) 各省各庁（財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいう。）から指名停止等を受けている者は、企画競争に参加することができない。
- (5) 独立行政法人造幣局と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者は、企画競争に参加することができない。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者は、企画競争に参加することができない。ただし、これらの手続の開始の決定がな

された後において、競争参加資格の再認定を受けたときは、この限りでない。
(7) 申込期限までに下記3の企画競争への参加申込みを行い、かつ、下記5の企画競争に関する説明会に出席した者でなければ、企画競争に参加することができない。

3 企画競争への参加申込み

企画競争への参加を希望する者は、令和4年8月24日(水)16時00分までに、参加申込先に電話で連絡して、参加申込みを行うこと。

参加申込みを行った者は、参加申込み後に電子メールで配布する参加申込書を令和4年8月25日(木)16時00分までに必着するよう参加申込先に提出すること。

なお、参加申込書は下記4の実施要領を配布する時に合わせて配布する。

(参加申込先)

〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 総務部経理課(契約担当)(庁舎1階)

電話番号(06)6351-5463

(受付時間)

平日9時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで

(参加申込書の提出方法)

持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出期限までに参加申込先へ必着するよう提出すること。

郵送又は託送により提出する場合において、提出期限までに未着の場合は、期限内の提出が無かったものとみなす。

4 実施要領の配布

上記3の参加申込みを行った者に、電子メールで実施要領を配布する。

参加申込みを行った者は、参加申込みを行った後、速やかに次に記載する担当へ電話で連絡して、担当職員に社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを伝えること。

(担当)

〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 事業部販売事業課(庁舎1号別館2階)

連絡先(06)6351-6913 (担当:白柳、矢野、木戸)

5 企画競争に関する説明会

上記3の参加申込みをした者は、令和4年8月10日(水)から令和4年8月25日(木)までの期間内に開催する説明会に必ず出席すること。

(1) 開催日時

上記4に記載する電話連絡を行った時に担当職員から開催日時を連絡する。

(2) 開催場所

大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 販売事業課会議室(庁舎1号別館2階)

(3) 説明事項

業務の内容、審査基準等（説明会は1時間程度）

(4) 参加可能人数

参加申込みを行った者1者につき、2人までとする。

(5) Web会議

参加申込みを行った者が、下記のいずれかの環境を用意できる場合は、オンラインにより説明会を受けることができる。なお、当局担当者がWeb会議に参加するための端末、ネットワーク回線は当局が準備する（iPad、モバイルデータ通信の使用を予定）。

対応するWeb会議システム：Microsoft Teams、Google Meet、Zoom

6 企画書の提出

(1) 提出期限

令和4年9月1日（木）16時00分まで（必着）

(2) 提出先

〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 総務部経理課（契約担当）（庁舎1階）

電話番号（06）6351-5463

(3) 受付時間

平日9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出期限までに提出先へ必着するよう提出すること。

郵送又は託送により提出する場合において、上記6（1）の提出期限までに未着の場合は、期限内の提出が無かったものとみなす。

(5) 企画書を提出した旨の連絡

企画書を提出した後、次の連絡先に電話で企画書を提出した旨を連絡すること。

（連絡先）

〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 事業部 販売事業課（庁舎1号別館2階）

電話番号（06）6351-6913 （担当：白柳、矢野、木戸）

(6) 参考資料

参考資料として、会社概要（直近の決算書類を含む。）を提出すること。また、企画書の内容について補足説明資料があれば、企画書と合わせて提出すること。

7 企画書に関するプレゼンテーション

(1) 開催日時

令和4年9月6日（火）

開催時間は、企画書を受領後、上記6（5）に記載する担当職員から参加者に電話で連絡する。

(2) 開催場所

大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 中会議室（庁舎3階）

電話番号（06）6351-6913（担当：白柳、矢野、木戸）

(3) その他

プレゼンテーションの時間は、1者10分程度。その後5分程度の質疑応答を行う。

8 企画書等の無効

本公告に示した企画競争に参加することができない者の企画書等は無効とする。

また、上記6(1)の提出期限までに企画書等の提出がない者、上記7のプレゼンテーションに出席しない者の企画書等は無効とする。

9 選定方法

(1) 企画書等及び上記7のプレゼンテーションの内容を踏まえ、造幣局内に設置する審査委員会において審査し、本件の趣旨に最も合致した内容の企画提案（提出された企画書等及び上記7のプレゼンテーション）を行った者を選定する。

(2) 企画提案の採択、不採択については、審査結果が明らかになった後、企画提案を行ったすべての者に対して電話で通知する。なお、選定経過等に関する問い合わせには応じられない。

(3) 採択された企画提案を行った者は、造幣局と販売業務委託契約を締結することとなる。

なお、契約締結に当たっては、当該企画書等に加筆等を行ったものを契約書及び仕様書とする場合がある。

契約締結後、造幣局のホームページにおいて、契約者名が公表されることとなる。

なお、いずれの企画提案も内容が不十分と判断される場合は、本件の実施を見合わせる、若しくは再公告を実施する場合がある。

10 審査基準

審査は、企画書等の作成要件を満たしていることを条件とし、企画書等及び上記7のプレゼンテーションの内容を以下のとおり評価する。

(1) 記載内容

- ・実施要領に定められた記載事項が不足なく明確に記載されているか。
- ・記載内容が業務目的に照らして、適切な内容となっているか。
- ・民間の創意工夫、知見を活用する観点からその内容が明確となっているか（造幣局にとって有益な提案内容となっているか）。

(2) 実績

- ・民間企業・団体、政府官公庁等の本件類似業務を行った実績を有しているか。
- ・責任者及び担当者は、本件類似業務を行った実績を有しているか。

(3) 実施体制

- ・実施体制が具体的に設定されているか。
- ・業務の実施に十分な人員が確保されているか。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を十分に行える体制が確保されているか。

- ・実施体制に実現性、妥当性があるか。

(4) 費用

- ・企画書に費用の積算根拠が示されているか。また、その積算根拠に妥当性があるか。
- ・受託者のその他販売品の販売により、造幣局が支払う委託手数料の低減が図られているか。
- ・企画書に記載された費用及び委託手数料（提出された見積書）の金額。

(5) その他提案事項

- ・企画提案の内容全般について、仕様書の内容を十分に踏まえ、適切に委託業務が遂行できる提案がなされているか。
- ・意欲があるか（プレゼンテーションにより判断する。）。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進の取組状況

- ・えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエールの取得状況等かどうか。

1.1 その他の留意事項

- (1) 企画書の作成，企画書に関するプレゼンテーションへの参加等，企画競争に参加するために発生した経費は、その一切を企画競争に参加した者の負担とする。
- (2) 提出された書類等の返却は行わない。
- (3) 企画提案が採択された場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、応募書類が情報公開対象となる。

令和4年8月10日

独立行政法人造幣局
理事 河村 企彦